

道路占用料単価表

(単位:円)

占 用 物 件	単 位	占 用 料			
		現 行	改 正 後		
		令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	900	900		
	第2種電柱	1,400	1,400		
	第3種電柱	1,900	1,900		
	第1種電話柱	800	800		
	第2種電話柱	1,300	1,300		
	第3種電話柱	1,800	1,800		
	その他の柱類	80	80		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	8	8	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	5	5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	790	790	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,600	1,600	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	670	670	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,200	3,200	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,600	1,600		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	34	34	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	48	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	72	72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	96	96	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	150	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	200	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	340	340	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	480	480	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1mにつき1年	960	960	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	5	5
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他のもの	16	16
	その他のもの	上空に設けるもの	800	800	
		地下に設けるもの	480	480	
その他のもの		1,200	1,200		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		1,600	1,600		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.004	A × 0.005
		階数が2のもの		A × 0.007	A × 0.008
		階数が3以上のもの		A × 0.008	A × 0.01
	上空に設ける通路		1,600	1,600	
	地下に設ける通路		940	940	
その他のもの		1,600	1,600		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	32	32	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	320	320	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	320	320
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	3,200	3,200
	添加広告	電柱広告	1個につき1年	2,900	2,900
		その他のもの		2,200	2,200
	標識		1本につき1年	1,300	1,300
	旗さお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	32	32
		その他のもの	1本につき1月	320	320
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	32	32
その他のもの		その面積1㎡につき1月	320	320	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,200	3,200	
	その他のもの		1,600	1,600	
令第7条第2号に掲げる工作物		1,500	1,500		
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	A × 0.028	A × 0.033	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		32	32		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		14	14		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.014	A × 0.014	
	上空に設けるもの		A × 0.02	A × 0.023	
	その他のもの		A × 0.028	A × 0.033	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A × 0.014	A × 0.014	
	その他のもの		A × 0.01	A × 0.01	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1㎡につき1年	A × 0.02	A × 0.023	
	その他のもの		A × 0.01	A × 0.01	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A × 0.014	A × 0.014	
	上空に設けるもの		A × 0.02	A × 0.023	
	その他のもの		A × 0.028	A × 0.033	
令第7条第12号に掲げる器具		A × 0.028	A × 0.033		

※A:近傍類似の土地の時価